家庭用防犯カメラ設置補助金

阿見町では、家庭用防犯カメラを購入・設置した方に対して補助金を交付しています。

1．対 象 者　　▼次のすべてに該当する方



・申請時において阿見町に住民登録がある
・町税を滞納していない
・防犯カメラを６年以上使用する見込みがある

2．補助条件

・交付の回数は１戸の住宅につき１回
・防犯カメラは固定設置とし、映像データを確認できること
・撮影範囲に自宅以外の住家が含まれている場合は、その方の承諾を得ること
・防犯カメラが作動していることを表示する看板等を設置すること

3．補助対象





・【必須】防犯カメラ
・【必須】記録装置（SD カード、HDD、SSD、USB メモリ等）
・【必須】看板等（ステッカー含む）
・【任意】モニター（二次的に利用できるテレビ、スマートフォン、タブレット端末等は対象外）

※モニターの設置は必須ではありません

・送料





※いずれも令和８年 10 月１日以降に購入・設置した新品であること

4．補助金額

・補助率１／２（千円未満切捨て）、上限 25,000 円

※ポイント値引き等は補助対象になりません

申請期限：購入後３か月以内または令和９年２月 28 日のいずれか早い日まで

5．申請方法　　▼次のものを提出（提示）してください。

・「阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金交付申請書」※窓口に用意してあります。
・「阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金交付請求書」※窓口に用意してあります。
・購入・設置の領収書（日付、品名、購入金額の記載があること）の写し
・写真〔①防犯カメラを設置したことがわかる居宅の全景、②防犯カメラの固定設置状況、③看板の設置場所と看板の内容、④映像を表示しているモニターの画面、⑤構成機器（モニター、記録装置）〕
・申請者本人が確認できるマイナンバーカードや運転免許証の写し
・補助金の振込先が確認できる通帳やキャッシュカードの写し又は提示

お問い合せ先（申請先）　阿見町役場〔１階〕　生活環境課
電話　029-888-1111（内線 171）
メール　seikatsukankyoka-ofc@town.ami.lg.jp